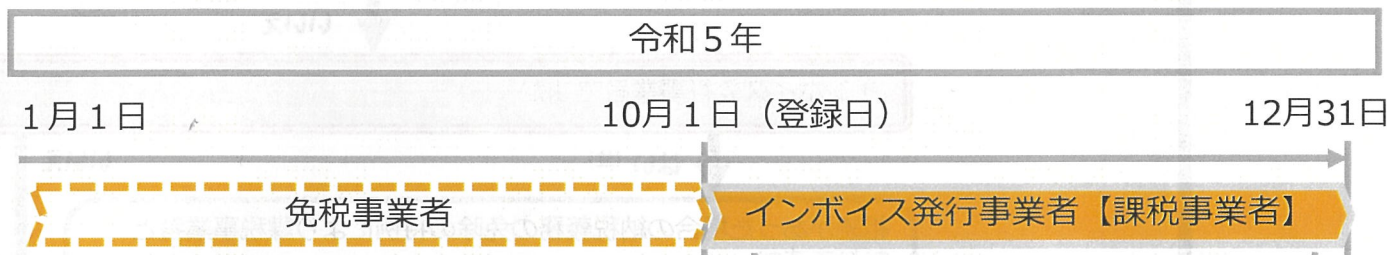


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告が必要です！



ポイント 消費税の確定申告が必要な期間 ※ 令和5年10月1日が登録日の場合



※ 基準期間（令和3年）の課税売上高が1,000万円を超えるなど制度開始前から課税事業者であった場合や1月1日から課税事業者となることを選択した場合には1月1日からの申告が必要となります。

10月から12月の取引
について申告！



ポイント 確定申告をするための3STEP 消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶▶

STEP 1 取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分
インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

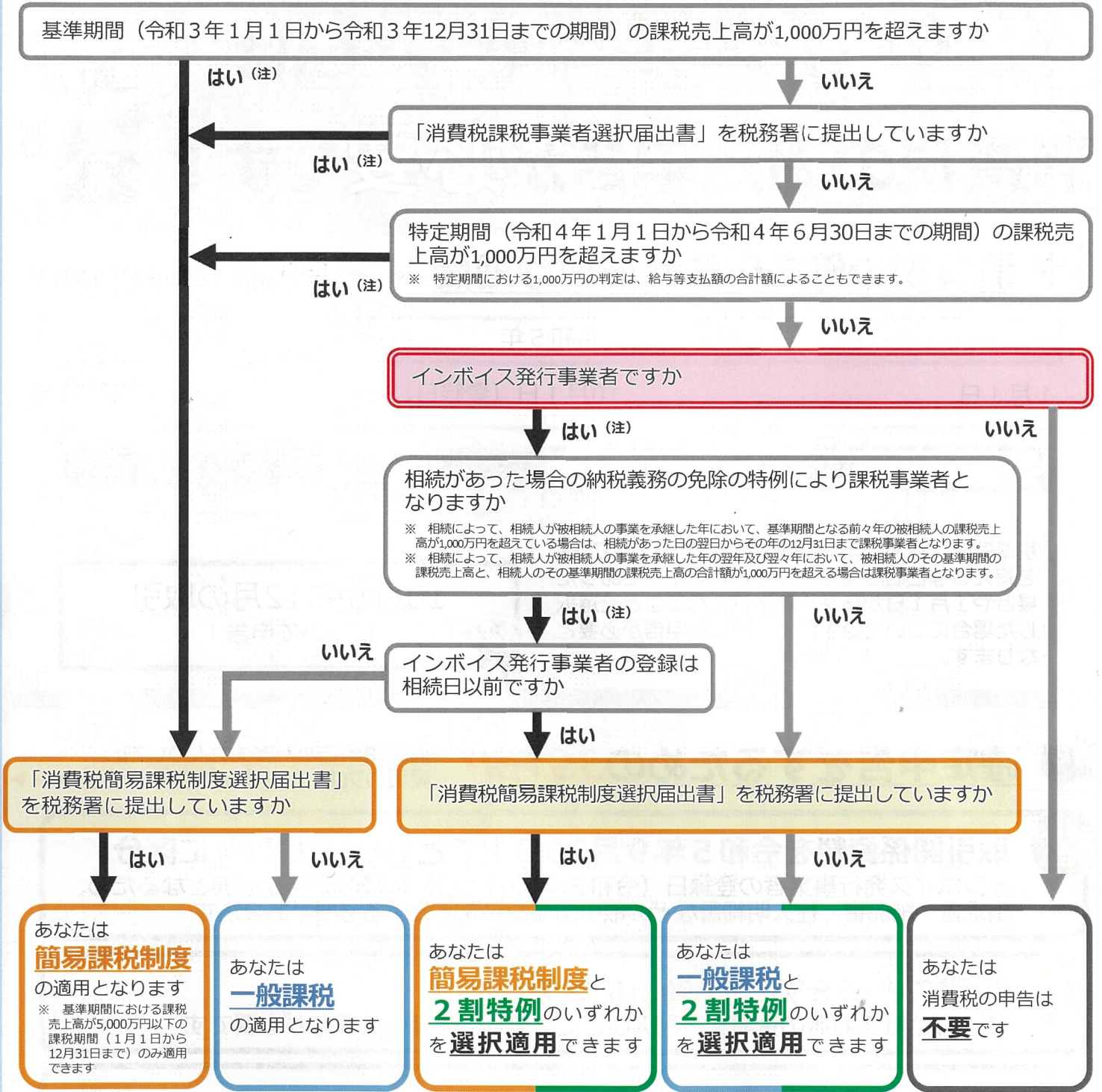
STEP 2 税率ごと（8%と10%）に区分
売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP 3 確定申告書を作成
○ 課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです
○ 令和5年分の消費税の申告・納付期限は令和6年4月1日（月）です
※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

ポイント 納税について

- 納付手続：ダイレクト納付や振替納税など様々な納付手続があります
※ 申告後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません
- 猶予制度：納期限までに納税できない事情がある場合、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください

消費税申告の計算方法のフローチャート



(注) 「はい (注)」に該当する場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間についての申告が必要となります。

一般課税

売上に係る消費税額から
仕入れ等に係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が必要
- ※ 還付申告の方はこちらで計算

簡易課税制度

売上に係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が不要
- 業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

2割特例

売上に係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が不要
- 業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- 事前の届出が不要

消費税に関する情報について

消費税の手引き等	2割特例	みなし仕入率	軽減税率制度	インボイス制度